

兵庫県公報

平成27年 1月27日 火曜日 第 2665 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 臨時種畜検査の実施（畜産課）	1
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	1
○ 河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないものの指定（河川整備課）	2
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	2
○ 広域景観形成地域の変更の案の縦覧（都市政策課）	3
○ 広域景観形成基準の変更の案の縦覧（同）	3
○ 道路の位置指定（建築指導課）	3
公 告	
○ 広報デザイン室業務の委託業者選定に係る企画提案コンペ（広報課）	4
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（県民生活課）	6
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	9
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	11
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	12
○ 同 上（同）	14
○ 平成27年度兵庫県淡路景観園芸学校景観園芸専門研修研修生の募集（公園緑地課）	14
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	16
○ 随意契約の相手方等の公示（管理課）	16
○ 同 上（同）	16
○ 篠山市城下町北地区及び同市東岡屋地区の整備計画案の縦覧公告（丹波県民局）	17
警察本部公告	
○ 入札公告	17

告 示

兵庫県告示第48号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成27年 1月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 検査の対象となる家畜
平成26年度定期種畜検査後において、新たに種付け及び家畜人工授精用精液の採取の用に供する家畜の雄
- 2 検査の期日及び場所

検査の期日	検査場所
平成27年 2月17日（火）	朝来市和田山町安井123 県立農林水産技術総合センター 北部農業技術センター

兵庫県告示第49号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、姫路市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年 1月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び3級水準測量）
- 2 作業期間
平成27年1月27日から同年3月20日まで
- 3 作業地域
姫路市の形町福泊



兵庫県告示第50号

河川法施行令（昭和40年政令第14号）第16条の4第1項第2号イの規定に基づき、河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないものを次のとおり指定し、平成27年2月6日から施行する。

なお、関係図面は、兵庫県県土整備部土木局河川整備課及び但馬県民局豊岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年1月27日

河川管理者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

河川名	区 域	河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないもの
一級河川円山川水系気比川	上流端 三原川の合流点 下流端 円山川への合流点	船舶、係留のために用いる物件
一級河川円山川水系気比川北流	上流端 気比川からの分派点 下流端 海に至る	船舶、係留のために用いる物件



兵庫県告示第51号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、阪神北県民局宝塚土木事務所及び三田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年1月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
小 柿 (2)	三 田 市		小 柿	岩 坪	2265番から2267番までの各一部、2270番から2272番までの各一部、2274番1の一部
				新 屋	513番の一部、514番1の一部、514番2の一部
				高 町	520番の一部、521番1の一部、522番、523番の一部、540番の一部、541番の一部、542番、550番の一部、552番の一部、580番1、580番2、586番の一部、587番



兵庫県告示第52号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第15条第4項において準用する同条例第8条第4項の規定により、次の広域景観形成地域の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この広域景観形成地域の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成27年 1月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 広域景観形成地域の名称及び種別

名称 国道312号沿道地区

種別 沿道型広域景観形成地域

2 変更する広域景観形成地域の土地の区域

(1) 新たに広域景観形成地域に指定する土地の区域

国道312号の神崎郡福崎町と神崎郡市川町の行政境から神崎郡神河町と朝来市の行政境までの区間及びこれから展望できる区域で路端から1,000メートル以内の区域（神河町中村・栗賀町地区歴史的景観形成地区の区域は除く。）

(2) 広域景観形成地域から除外する土地の区域

ア 豊岡市の景観計画（景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する計画をいう。以下同じ。）に定められた江原駅東景観形成重点地区

イ 朝来市の景観計画に定められた太盛景観形成地区

3 広域景観形成地域の変更の案の縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課、豊岡市都市整備部都市整備課、養父市まち整備部土地利用未来課、朝来市都市環境部都市開発課、神河町地域振興課及び市川町総務課

4 縦覧期間

平成27年 1月27日から同年 2月10日まで



兵庫県告示第53号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第16条第3項において準用する同条例第8条第4項の規定により、次の広域景観形成基準の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この広域景観形成地域の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成27年 1月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 広域景観形成地域の名称及び種別

名称 国道312号沿道地区

種別 沿道型広域景観形成地域

2 広域景観形成基準の変更の案の縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課、豊岡市都市整備部都市整備課、養父市まち整備部土地利用未来課、朝来市都市環境部都市開発課、神河町地域振興課及び市川町総務課

3 縦覧期間

平成27年 1月27日から同年 2月10日まで



兵庫県告示第54号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図書は、北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成27年 1月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H26北播位置 0002号	27. 1. 14	加西市北条町栗田字西法寺228番の一部、228 番地先里道	4.02	18.40

公 告

広報デザイン室業務の委託業者選定に係る企画提案コンペ

平成27年度における広報デザイン室業務の委託を予定する者を決定するため、企画提案コンペを実施する。

平成27年 1月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 趣旨

兵庫県（以下「県」という。）及び県関係団体が発行する広報刊行物、ホームページデザインの質的な向上を図る「広報デザイン室」の業務を委託するため、企画提案コンペを実施する。

2 企画提案コンペの概要

(1) 名称

広報デザイン室業務の委託業者選定に係る企画提案コンペ

(2) 方法

広報刊行物の紙面構成に対する提案及びホームページのデザイン構成に対する提案並びに業務の実施体制に関する提案を求める。

(3) 提案の対象

ア 広報刊行物の原稿・レイアウト案に対する修正案

（別途修正する広報刊行物を配布する。）

イ ホームページのデザイン案に対する修正案

（別途修正するホームページデザイン案を配布する。）

ウ 業務の実施体制に関する企画案

(4) 主催者及び事務局

ア 主催者

県

イ 事務局

兵庫県企画県民部広報課企画報道班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（兵庫県庁第2号館4階）

電話（078）362-3018（直通） F A X（078）362-3903

E - m a i l kouhouka1@pref.hyogo.lg.jp

3 応募者の資格

企画提案コンペに応募できる者は、次に掲げる各号の全てに該当する者とする。

- (1) 広報刊行物の編集企画及び制作に当たり、媒体の選定、文章表現、紙（誌）面の構成、レイアウトの作成、写真及びイラストの選定・配置等にわたって質の高い紙面づくりができること。
- (2) 広報刊行物を制作し、発行しようとする県及び県関係団体の職員に対して、質の高い紙面づくりを分かりやすく指導助言できること。
- (3) 県ホームページの作成に当たり、見出し、文章表現、配色及びレイアウト等の指導助言ができること。
- (4) 県政や県内の地域事情について一定の知識を有すること。
- (5) 上記(1)から(4)までにに関する知識と技能を有する者を、兵庫県企画県民部広報課長（以下「広報課長」という。）が指定する場所及び日時に常時2名以上派遣できること。
- (6) 指導助言の内容を、広報課長に毎月、文書により報告できること。
- (7) 業務の内容について守秘義務を遵守できること。

- (8) その他広報課長の指示に柔軟に対応できること。
- 4 応募手続
- (1) 募集要項の配布
- ア 配布方法
平成27年度広報デザイン室業務の委託業者選定に係る企画提案コンペ募集要項（以下、「募集要項」という。）は、事務局において配布する。
- イ 配布期間
平成27年1月27日（火）から同年2月3日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 応募図書の受付
- ア 受付方法
事務局に持参すること。
- イ 受付期間
平成27年2月4日（水）から同月12日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- 5 募集要項の内容に関する質疑及び回答の手続
- (1) 質疑
- ア 質疑の方法
所定の質疑応答用紙（様式1）により、事務局に郵送、メール又は持参すること。
- イ 質疑受付期間
平成27年1月27日（火）から同年2月4日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）（必着）
- (2) 回答
平成27年2月6日（金）までに質疑者に郵送する。
- 6 応募図書等
- (1) 応募図書
- ア 応募申込書（様式2）
- イ 法人概要
- ウ 修正案の作品（各8部。そのうち7部はカラーコピーも可。）
- エ 修正案の説明書
- オ 業務実施体制の企画案
- カ 受託予定業務に係る見積書
審査の必要上、後日、追加の資料を要求することがある。
- (2) 応募図書の著作権の帰属
応募図書の著作権は、応募者に帰属する。
- (3) 応募図書の提出後の取扱い
- ア 応募図書は、非公開とする。ただし、応募図書の内容について公表の必要がある場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公表するものとする。
- イ 応募図書は、返却しない。
- 7 応募に要する費用
応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- 8 当選者の決定及び発表の方法
- (1) 審査及び選考方法
提案内容の審査及び当選者の選考に当たる選考委員会において審査の上、最も優れた企画提案を選定し、それに基づき、県は当選者を決定する。
なお、場合によっては、上位候補者に対し、説明を求めることがある。
- (2) 当選者等の通知
応募者全員に、応募件数、応募者及び当選者の名称を文書で通知する。
- 9 当選者の当選後の取扱い
所定の手続を経た後、当選者に平成27年度における広報デザイン室業務を委託する。

- 10 その他の応募条件等
募集要項による。



特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民生活課、同部文書課県民情報センター、神戸県民センター、阪神南県民センター、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民センター、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成27年 1月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 申請受付年月日 平成26年12月26日

- (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人暮らしのエコをすすめる但馬の会

イ 代表者の氏名 陰 良 夫

ウ 主たる事務所の所在地 豊岡市出石町中村字宮ノ下828番地の3

エ 定款に記載された目的

この法人は、但馬地域とその近隣住民に対して地球温暖化防止を最終目標にし、エコな暮らしの提言を発信し、省エネ住宅の改修促進をうながす。更に再生可能エネルギー設置の普及を図る活動に関する業務を行い、エコポイントの導入で地域住民の意識高揚を図り地域経済の発展に寄与することを目的とする。

- 2 (1) 申請受付年月日 平成26年12月26日

- (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人わが家

イ 代表者の氏名 古 河 洋 一

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市広畑区蒲田1丁目55番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、在宅で介護や看護が必要な人に対して、ホームホスピスとしてのケアホームの運営、デイサービスによる高齢者の一時預り及び、高齢者、障害がある方と地域住民との交流促進、介護相談、教育・研修事業を行うことにより、高齢者の日常のケアを含む自らが選択・決定し、最後の瞬間までその人らしい生活が尊重されることを目的とする。また、住み慣れた地域で、最後まで安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。

- 3 (1) 申請受付年月日 平成26年12月26日

- (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人土地家屋再生情報センター

イ 代表者の氏名 松 本 好 人

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市田寺東2丁目28番3号

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、空き家、老朽放棄建築物等の増加による、防犯上の不安や、活性化の阻害要因をなくし、再生流通化を図る為の活動と、急速な高齢化社会を迎えて、増加する高齢者の健康的な暮らしの支援活動と、生活に有益な情報の提供を行い、地域住民の明るく安全な、生活の実現に寄与することを目的とする。

- 4 (1) 申請受付年月日 平成26年12月26日

- (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人はりま田舎暮らしの会

イ 代表者の氏名 本 田 三 郎

ウ 主たる事務所の所在地 佐用郡佐用町皆田144番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、西播磨地域とその地域住民に対して、里山の環境保全に関する事業を継続して行い、地

域景観の美化と創造型環境から産まれる地域特産品の6次産業化への推進を図り、地域の振興と活性化に寄与することを目的とする。

5(1) 申請受付年月日 平成26年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人人・こころネット

イ 代表者の氏名 川原和代

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市香寺町相坂153番地2

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者をはじめ広く地域の人々に対して、地域に根ざした居宅介護支援事業、有償ボランティアによるまごころのこもった生活支援サービス事業、地域で気軽に集えるサロンの運営事業を行い、一人一人が住み慣れた地域でその有する能力に応じその人らしい自立した生活が送れる地域社会づくりと地域福祉の充実に寄与することを目的とします。

6(1) 申請受付年月日 平成26年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人兵庫大阪ヒューマンホープ

イ 代表者の氏名 今川和典

ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市南野2丁目1番5号

エ 定款に記載された目的

この法人は、知的・身体・精神等に障害のある人達に対して、最低賃金を保障し、希望を持ち、社会的自立生活と自信、人としての誇りをもって生きていくことを基本として、働く場所を提供する事業を主として実施し、地域企業と共に協力して事業運営を取り組むことで、雇用の拡大と就労移行支援を促していき、社会的自立を擁立していくことに寄与することを目的とする。

7(1) 申請受付年月日 平成26年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人丹波グリーンパートナー

イ 代表者の氏名 能口秀一

ウ 主たる事務所の所在地 丹波市氷上町常楽516番地1

エ 定款に記載された目的

この法人は、広く市民に対し、低炭素社会及び循環型社会並びに自然共生社会の重要性を啓発し、その実現のために必要な商品やサービスを提供するとともに、その実現に携わる市民活動及び市民事業の円滑な運営のためのさまざまな支援を行うことによって、持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

8(1) 申請受付年月日 平成26年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ZIBASAN

イ 代表者の氏名 小田達也

ウ 主たる事務所の所在地 加西市鴨谷町894番地の1

エ 定款に記載された目的

この法人は、播磨地域を中心に兵庫県内の古民家や空き家、空き店舗の利活用を地域の資源の掘り起しや新しい地域物産の開発と絡めながら創造して地域の活性化を図り持続可能な地域づくりに寄与することを目的とする。

9(1) 申請受付年月日 平成26年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人アジアの子供を支援する会

イ 代表者の氏名 平田孝雄

ウ 主たる事務所の所在地 高砂市米田町神爪110番地の27

エ 定款に記載された目的

この法人は、海外で経済的理由により教育の機会に恵まれない子供たち及びその他支援を必要とする人々に対して、語学教育をはじめとする教育関連事業等を行い、子供たち支援対象者が外国語能力、国際感覚を身に付け、健やかに暮らせる国際社会づくりに寄与することを目的とする。

10(1) 申請受付年月日 平成26年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人K I Z U N Aの友

イ 代表者の氏名 焼 田 誠 希

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市塚口町4丁目59番1号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障がい者福祉サービスに関する事業を行い、知的・身体・精神障がい者に対し就労支援や生活支援を提供し、地域で暮らす障がい者が安心して生活を送れるよう支援する。又、発達障がいの正しい理解と推進を目指し、障がいの特性にあわせた自立支援活動を行う。また、家族、医療、福祉及び教育等の各関係機関と連携を図り、障がい者の人権及び福祉の推進に寄与することを目的とする。

11(1) 申請受付年月日 平成26年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 N P O法人但馬の匠を育てる会

イ 代表者の氏名 柳 澤 安喜夫

ウ 主たる事務所の所在地 豊岡市元町11番21号 2階

エ 定款に記載された目的

この法人は、但馬地域とその近隣の住民に対して、古くから引き継がれてきた伝統的技術等の建設技能者を育成することで職業能力の開発に関する事業、雇用の機会を拡充する支援活動、そして但馬地域全体のまちづくりの推進、経済活動の活性化を図り、但馬地域の発展に寄与することを目的とする。

12(1) 申請受付年月日 平成26年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人がっせえアート

イ 代表者の氏名 茨 木 やよい

ウ 主たる事務所の所在地 養父市八鹿町小山356番地29

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害がある人及びその支援者に対して創作や表現に関する事業を行い、障害の有無にかかわらず自らがやりたいことを選択し行動でき、お互いを一個人として認め尊重し合うノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

13(1) 申請受付年月日 平成26年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人おとなの笑学校

イ 代表者の氏名 辰 巳 征 邦

ウ 主たる事務所の所在地 高砂市荒井町蓮池2丁目12番26号

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域社会に暮らす人々に対して、人と人とのつながりを築き、地域社会から発信することに関する事業を行い、地域の活性化に寄与することを目的とする。

14(1) 申請受付年月日 平成26年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人アイクル

イ 代表者の氏名 清 家 一 郎

ウ 主たる事務所の所在地 加古川市尾上町口里40番地の11 浜ノ宮ビル105号

エ 定款に記載された目的

この法人は、加古川市及び周辺地域の、空家・空地に焦点を当て、所有者を対象に維持管理事業、相談事業、支援事業などを行い、活力のあるまちづくりを目的とした特定非営利活動事業を行い「安心して安全」な地域社会創りに寄与することを目的とする。

15(1) 申請受付年月日 平成27年1月13日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人日本・フィリピンアンヘルズ医療福祉人材育成機構

イ 代表者の氏名 小 川 説 郎

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市道意町4丁目40番地の3

エ 定款に記載された目的

この法人は、医療・介護の専門職を目指す外国人に対して、医療従事者として活動する資格や知識の修得のための勉学に励み、日本の慣習に親しみ、医療従事者としてのスタートをするための支援事業に関する事業を行い、地域社会に生活するすべての人が安全安心して生活することができる社会の実現に寄与することを目的とする。



特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民生活課、同部文書課県民情報センター、神戸県民センター、阪神南県民センター、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民センター、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成27年1月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請受付年月日 平成26年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ハートオブミラクル

イ 代表者の氏名 岩 崎 靖 子

ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市千僧5丁目91番地1 9—302号

エ 定款に記載された目的

この法人は、国内はもとより全世界の人々に対して、主に映画を通じて、人はそれぞれ個性を持って生まれてきて、それぞれ大切な役割を担っているという認識を広めることにより、お互いに相手のことを受け止め、認め合える社会の実現に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成26年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ゆーあい

イ 代表者の氏名 徳 永 栄 子

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市大井手町5番5号 エドモンドヒルズ夙川202号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対して、生活支援及び社会参加の促進に関する事業を行い、障害者及び高齢者の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成26年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人早期英語教育開発支援センター

イ 代表者の氏名 松 浦 勉

ウ 主たる事務所の所在地 川西市水明台2丁目1番地の94

エ 定款に記載された目的

この法人は、小学校教員、幼稚園教員、保育士等に対して、教育現場における英語教育を円滑に実施するための支援に関する事業及び英語教育の知識を備えた教員、保育士、指導者等の人材育成事業を行い、教育現場の活性化及び英語教育の改善と推進に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成26年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ハーモニー福祉会

イ 代表者の氏名 神 頭 成 禎

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市東延末2丁目107番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して生活支援、地域社会との交流及び生きがいづくりに関する事業を行い、生きがいのある生活環境づくりとすべての人が心豊かに安心して暮らすことのできる地域社会の実現

に寄与することを目的とする。

5(1) 申請受付年月日 平成26年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人アップストリーム障がい者支援センター

イ 代表者の氏名 松 岡 孝 司

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市杭瀬本町1丁目23-2 カーサフジイ102号

エ 定款に記載された目的

この法人は、総合的な在宅支援事業及び地域生活支援事業等を行うことにより、「人としての尊厳の尊重」を大切に、地域社会に於いて、そこに生きる全ての人々が自己の能力を十分に発揮し、一人一人が輝き生き生きと暮らせる地域社会を創造することに寄与する事を目的とする。

6(1) 申請受付年月日 平成26年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人機能回復研究所

イ 代表者の氏名 澁 谷 権 悟

ウ 主たる事務所の所在地 高砂市高砂町浜田町1-2-2

エ 定款に記載された目的

この法人は、高砂市及び同市近隣の市町の高齢者及び障害者に対して、介護保険法・障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、機能訓練をメインとした老人デイサービス及び放課後等デイサービスの事業を中心として、居宅サービス事業、居宅介護支援事業、障害福祉サービス事業、相談支援事業を行い、高齢者や障害者や障害を持った幼児児童生徒等の自立と社会参加に寄与することを目的とする。

7(1) 申請受付年月日 平成26年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人新生コーチ・カウンセラー起業支援協会心結K I Z U N A

イ 代表者の氏名 岩 崎 恵 美

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市甲子園洲鳥町8番19号

エ 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、心の健康を支えるためのコーチ・カウンセラー等の育成と自立をサポートする各種支援事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる社会システムの構築に寄与することを目的とする。

8(1) 申請受付年月日 平成26年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人one village one earth

イ 代表者の氏名 守 口 静 香

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市和上町5番29-405号

エ 定款に記載された目的

この法人は、国境を越え、障がいを超えて、差別のない平等で共生できる社会を築くことを目的として、国内外を問わず生活向上の機会を著しく奪われている人々を対象に、社会のさまざまな問題を解決するために必要な諸活動を行う。

9(1) 申請受付年月日 平成26年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ふるさと応援隊

イ 代表者の氏名 加 地 利 行

ウ 主たる事務所の所在地 南あわじ市倭文庄田981番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、兵庫県三原郡緑町を中心に、有形無形のふるさと資源を活用するまちづくり事業を行い、地域活性化に寄与することを目的とする。

10(1) 申請受付年月日 平成26年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人エンカーレッジハウスのこのこ溝之口

イ 代表者の氏名 須 藤 美知子

ウ 主たる事務所の所在地 加古川市加古川町溝之口字中船頭131番地2

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、障害者自立支援法に基づく地域活動支援センター(障害者小規模作業所運営)を行なうとともに、障害者と地域住民に対して、交流の場づくりに関する事業を行い、障害者の日常生活指導や訓練、また軽作業を通じて生き甲斐のある安心して働ける職場づくりとすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

11(1) 申請受付年月日 平成26年12月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人 shake hands 握手

イ 代表者の氏名 中 村 奈津美

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市武庫之荘本町2丁目4番29号

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域の方々と障害者の方々に対して、ともに共存し合える関係を築き、障害者の自立支援に関する事業を行い、誰もが安心して安全に暮らせるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成27年 1月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 (仮称) 太子町東保商業施設
 所在地 揖保郡太子町東保319ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 タマホーム株式会社
 住所 東京都港区高輪三丁目22番9号
 代表者の氏名 玉 木 康 裕
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ユニクロ	山口市佐山717番地 1	柳 井 正
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号 渋谷マークシティウエスト19階	野 口 実
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年10月16日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,995平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
84台
 - (2) 駐輪場の収容台数
57台
 - (3) 荷さばき施設の面積
50平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
12.5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ユニクロ、株式会社エービーシー・マート	午前10時	午後 8 時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 9 時30分から午後 8 時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出入口 1 箇所、入口 2 箇所、出口 1 箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午前 9 時30分まで及び午後 8 時30分から午後10時まで

8 届出年月日

平成26年12月24日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第 1 課

(2) 縦覧期間

平成27年 1月27日から 4 月間

10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成27年 5 月27日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成27年 1月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ溝口店
所在地 姫路市香寺町溝口864番 1 ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 マックスバリュ西日本株式会社
住所 広島市南区段原南一丁目 3 番52号
代表者の氏名 加 栗 章 男

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前
（仮称）マックスバリュ香寺北店

イ 変更後
マックスバリュ溝口店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 姫路市北条口四丁目4番地

代表者の氏名 藤 本 昭

イ 変更後

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島市南区段原南一丁目3番52号

代表者の氏名 加 栗 章 男

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称

住所

代表者の氏名

マックスバリュ西日本株式会社

姫路市北条口四丁目4番地

藤 本 昭

イ 変更後

名称

住所

代表者の氏名

マックスバリュ西日本株式会社

広島市南区段原南一丁目3番52号

加 栗 章 男

株式会社勝原薬局

姫路市竹田町23番地

勝 原 真 一

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

ア 変更前

1,823平方メートル

イ 変更後

2,025平方メートル

(5) 荷さばき施設の位置及び面積（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

ア 変更前

55平方メートル

イ 変更後

79平方メートル

(6) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

ア 変更前

17.4立法メートル

イ 変更後

18.6立法メートル

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗の名称

平成23年6月7日

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成25年5月22日ほか

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成25年5月22日ほか

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

平成27年8月13日

(5) 荷さばき施設の位置及び面積

平成27年8月13日

(6) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

平成27年8月13日

5 届出年月日

平成26年12月12日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

平成27年 1月27日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成27年 5月27日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成27年 1月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープデイズ豊岡

所在地 豊岡市加広町 7—32

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 生活協同組合コープこうべ

住所 神戸市東灘区住吉本町一丁目 3 番19号

代表者の氏名 本 田 英 一

3 変更事項

駐車場の収容台数

(1) 変更前

792台

(2) 変更後

552台

4 変更年月日

平成27年 8月25日

5 届出年月日

平成26年12月24日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第 1 課

(2) 縦覧期間

平成27年 1月27日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成27年 5月27日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号



平成27年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸専門研修研修生の募集

兵庫県立淡路景観園芸学校管理規則（平成10年兵庫県規則第69号）第 3 条第 1 項の規定により、平成27年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸専門研修の研修生を次のとおり募集する。

平成27年 1月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 募集人員

5名

2 申込資格

社会人、大学生、大学院生など（国籍は問わない。ただし、日本語による簡単なコミュニケーションが可能であること。）

3 研修内容及び研修期間

「景観園芸」又は「園芸療法」に関する課題解決のための研究・実践を行う。研修期間は、月単位で、1箇月から12箇月の間で選択する。

4 申込手続

(1) 提出書類

ア 研修受講許可申請書（本校所定の様式）

申込前3箇月以内に撮影した、縦4センチメートル、横3センチメートルの写真を申請書の所定の場所に貼り付けること。

イ 調査書〔希望理由及び専門研修の内容〕（本校所定の様式）

ウ 研修計画書（A4 横書き）

エ 履歴書（写真の貼付は不要）

オ 雇用者（大学生又は大学院生の場合は指導教員）からの紹介・推薦文（A4 横書き）

※自営の者は不要。

(2) 申込書類の配布

県立淡路景観園芸学校において配布する。

なお、申込書類を県立淡路景観園芸学校へ郵送で請求することができる。この場合は、封筒の表に「景観園芸専門研修研修生募集要項請求」と朱書きし、返信用封筒（住所、氏名及び郵便番号を明記し、120円分の切手を貼付した角形2号の封筒）を同封すること。

(3) 申込受付開始日

平成27年2月2日（月）

(4) 締切日

研修希望期間の初日が属する月の2ヶ月前の月の15日（土曜日、日曜日、祝祭日と重なる場合は前日とする。）。

（郵送の場合は、簡易書留とし、締切日に必着とする。）

(5) 提出先

〒656-1726 淡路市野島常盤954-2

県立淡路景観園芸学校

5 選考方法

(1) 一次審査 書類審査

研修希望期間の初日が属する月の2ヶ月前の月の25日（土曜日、日曜日、祝祭日と重なる場合は翌日とする。）以降に、書類審査の結果を通知する。

(2) 二次審査 面接（書類審査に合格した者のみ）

ア 面接日程

合格者には、面接日を通知する。

イ 面接会場

淡路市野島常盤954-2

県立淡路景観園芸学校

ウ 面接結果発表

面接後、申込者全員に郵便により通知する。（面接後、1箇月程度）

6 申込みについての問合せ先

県立淡路景観園芸学校 普及指導課

電 話 番 号 (0799) 82-3455（平日9:00から17:00まで）

ファックス番号 (0799) 82-3124

電子メールアドレス alpha@awaji.ac.jp



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年 1月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称（第2工区）
丹波市山南町谷川字野田805番1から805番3まで、806番、807番の一部、815番の一部から817番の一部まで、818番から820番まで、821番1、822番2、822番3、822番6から822番9まで、823番1の一部、823番2、823番8、823番10、823番11、824番1、825番の一部、828番1の一部、5386番の一部、5387番の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
丹波市山南町谷川858番地
兵庫パルプ工業株式会社 代表取締役 井 川 雄 治
- 3 許可年月日及び許可番号
平成26年 8月21日
兵庫県指令丹波（丹土）（建）第1—9—2号（24丹波）



随意契約の相手方等の公示

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成27年 1月27日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量
衆議院議員総選挙の投票用紙（13,748,500枚）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方等を決定した日
平成26年11月17日
- 4 随意契約の相手方等の名称及び住所
丸山印刷株式会社神戸営業部 神戸市八幡通1丁目1番12号
- 5 随意契約に係る契約金額
36,230,047円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号による。



随意契約の相手方等の公示

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成27年 1月27日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量
第47回衆議院議員総選挙の選挙公報の印刷及び配送業務（7,765,380部）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 随意契約の相手方等を決定した日

平成26年11月21日

4 随意契約の相手方等の名称及び住所

株式会社神戸新聞総合印刷 神戸市中央区東川崎町1丁目5番7号

5 随意契約に係る契約金額

72,096,499円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号による。



篠山市城下町北地区及び同市東岡屋地区の整備計画案の縦覧公告

緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成6年兵庫県条例第16号。以下「条例」という。）第32条第2項において準用する条例第12条第1項の規定により、丹波地域の篠山市城下町北地区及び同市東岡屋地区の整備計画案を次のとおり公告し、縦覧に供する。

なお、同区域内の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号及びその意見をできるだけ具体的に記載した文書を次の縦覧場所に提出すること。

平成27年 1月27日

丹波県民局長 藤 原 一

1 緑豊かな環境形成地域の名称

丹波地域

2 整備計画の名称

- (1) 篠山市城下町北地区整備計画
- (2) 篠山市東岡屋地区整備計画

3 整備計画の区域

- (1) 篠山市黒岡字見舞カイチ102番2ほか（区域は縦覧に供する整備計画案に示す。）
- (2) 篠山市東岡屋字富山700番ほか（区域は縦覧に供する整備計画案に示す。）

4 整備計画案の縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課及び篠山市まちづくり部地域計画課

5 整備計画案の縦覧期間

平成27年 1月27日（火）から同年 2月 9日（月）まで

警 察 本 部 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成27年 1月27日

契約担当者

兵庫県警察本部長 井 上 剛 志

1 調達内容

(1) 購入物品及び数量

平成27年度兵庫県警察車両のタイヤ及びチューブの購入並びに兵庫県警察本部車両のタイヤ組替え及びパンク修理の単価契約

ア	タイヤ	予定数量	4,447本
イ	チューブ	予定数量	639本
ウ	タイヤ組替え（普通車）	予定数量	3,191本

エ	タイヤ組替え（大型車）	予定数量	392本
オ	パンク修理	予定数量	50本

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期間

平成27年4月1日（水）から平成28年3月31日（木）まで

(4) 納入場所

契約担当者が指定する場所

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、入札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

(1) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
兵庫県警察本部総務部装備課 担当 齊（いつき）
電話（078）341-7441 内線2344

(2) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間、入札説明書の交付期間
平成27年1月27日（火）から同年2月10日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前10時から午後5時まで

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成27年3月9日（月）午後1時30分

神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部4階 入札室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成27年3月6日（金）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成27年3月5日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契

約担当者を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に要求される義務

ア この一般競争に参加を希望する者は、四輪及び二輪（原付）については、警察本部及び各警察署ごとの近隣に営業所等を、白バイについては、入札説明書で示す地区ごとに最低1箇所営業所等を確保し、その一覧表を「営業所及びメンテナンス業者保有（設置）一覧表」で作成し提出すること。

イ タイヤ及びチューブの出荷能力があることを証明する「特約店証明書」等を提出すること。

ウ 納入しようとするタイヤ等の品質が分かる資料「カタログ」等を提出すること。

エ 上記アからウまでの証明書は平成27年2月10日（火）までに提出すること。

オ 入札者は、入札日の前日までの間において、契約担当者から上記アからウまでの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、前記3(3)の日時及び場所に直接持参すること。ただし、郵送等による入札の場合は、平成27年3月6日（金）午後5時までに、前記3(1)の場所に必着のこと。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成27年4月1日（水））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

コ 入札の対象となる調達に係る予算が議決されその予算の執行が可能であること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書の作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した車両用タイヤ・チューブを納入、タイヤ交換及びパンク修理ができると契約担当者が判断した入札者であって財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the bid announcement

(1) Person in charge:

Takeshi Inoue, Director of Hyogo Prefectural Police H.Q

(2) Products to be purchased:

a. Tires for vehicles Approx. 4,447

b. Inner tubes Approx. 639

- c. Changing tyres(Standard sized car) Approx. 3,191
d. Changing tyres(Large sized car) Approx. 392
e. Repairing flat tyres Approx. 50
- (3) Delivery period:
From April 1, 2015 to March 31, 2016
- (4) Delivery places:
The designated place by Director of Hyogo Prefectural Police H.Q.
- (5) Deadline for the application forms:
17:00 February 10, 2015
- (6) Deadline for bidding:
17:00 March 6, 2015 by mail;
13:30 March 9, 2015 by direct delivery
- (7) Secretariat:
Ms. Itsuki, Equipment Division, Hyogo Prefectural Police H.Q.
5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510
TEL (078)341-7441 Ext. 2344